

ル事件ニ関シテハ既報ノ如ク四月八日萩原、小山両名
ノ一件記録ヲ取纏メ、上器物毀棄罪トシテ東京区裁
判所検事局ニ送致手續ヲ了セリ
右及申(通)報候也

別記

- 一 会社ノ状態ヨリ見テ不可能ナリ
- 二 貸銀制度ハ根本的ニ改善ノ必要ヲ認め
- 三 本項ハ目下研究中ノモノナリ
- 四 研究中ナルカ或レ程度ニテ認めラレ
- 五 六、容認スルコトヲ得ベレ
- 六 營業状態ニ依リ支給スベキ定額ハ認め難シ
- 七 本項ハ前例ニアルモノナレバ容認レ得ルモノト認め
- 八 二項ヲ一六項迄ハ研究中ナルニ容認スルカ如何ヲ認めラレ



芳村第八〇六部
昭和二十五年五月三日
警視總監
官田光雄



務大臣望月圭介
社会局長官
福島埼玉各縣知事
殿

岩淵電氣工業株式會社ノ労働争議ニ関スル件 解決

標記労働争議ハ其後持久戦ニ移リ三式會見ニ十カリシ
カ数日末ノ會見ニ於テ急轉直下好转シ四月廿七日争議
團代表熊本虎藏外五名会社側加藤社長外五重役ノ會見

4561
499